

▶ 「ごみ」は、分別区分ごとに分けて指定日に出しましょう。

# 管理組合 エステート大通ニュース

2020年8月24日(月) No.27 発行者：エステート大通管理組合

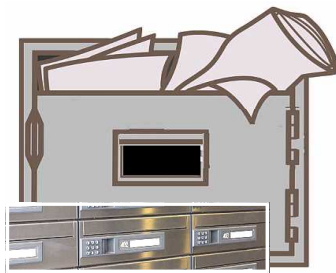
ホームページ <http://est18s.kei1.org/>

## 理事会からの中間報告 マンション出入り口を少し工事しました

エステート大通管理組合は本年1月に定期総会を開き、年間の活動方針のご承認をいただきました。それによって理事会は、順調に業務を進めています。7月29日には第6回理事会を開き、この間の事業計画の進捗状況について、エレベーター非常電源用バッテリーの交換、火災対策では感知器と非常時の誘導灯の交換工事が完了したことの報告がありました。このほかにも議題が多数ありましたので中間報告します。

### 郵便受けが満杯 盗難・防火上問題の恐れに

理事会の意見交換では、マンション入り口の郵便受けのことが話題となりました。「郵便屋さんも投函できなくて困っている」とした声です。郵便箱が満杯の方がいます。当ニュースでもこの話題は何回か報



じていますが、本当に困ったことになっています。受け口から郵便物がはみ出たりしていると盗難や防火防犯上もよろしくありません。

もしみなさんの中でそのような状態であれば、ただちに問題を取り除いてください。

今年の自衛消防訓練は、10月に予定しています。詳細は掲載します。



### 近隣のテレビ音が響く 音を絞って快適な生活を

このほかに近隣からのテレビなどの音声が響き、ふだんの生活がおくれない。

音の問題はどなたも気を付けてください。なにげないボリュームアップが、それで困っている人もいます。理事会へもこの種の苦情もきています。このニュースに掲載したのもその一つで、音の発生源の方は知らないうちに音が漏れていますので十分気を付けて生活をしてください。



### 新型コロナ対策は各自で みんなでがんばりましょう

いま新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けており、当管理組合においてもこれまで理事会において、国・自治体の方針に基づき会議の持ち方にも細心の注意を払っています。最近では感染者数が小康状態にありますが、東京などの大都市での感染状況は高止まりで推移しています。

当マンションでは特段の対策はしていませんが、共用のドアノブやエレベーターの昇降ボタンの消毒などを実施しています。今後のコロナ戦線の有り様では、予断を許さない状況にありますので、入居者みなさんも防御対策をお願いします。

今、わたしたちにできることはこれまで続けてきた手洗い、うがいを始めとした感染症予防対策の徹底や3密回避はもちろんですが、さらに日常生活をひとつひとつ改めて見直し、現在の状況に合った適切な行動をとることが重要であります。本来なら、今の小康状態がつづけば次は、国などが終息宣言が出すこととなりますが、現実はまだそのような状況にありません。コロナとの対じは継続されます。みんなで頑張りましょう。



## 管理組合・伝言板

## 快適なマンション生活を一緒に築きましょう 自動火災感知器を勝手に撤去しないように

### 玄関ドア取っ手を交換

以前から玄関ドアの取っ手は、ぐらつきがあり、使いづらかったので、6月中旬に新しいモノに取り替えました。マンション創設以来40年近く使っていました。取っ手は全部で8カ所の交換です。



### 管理人室横の台を撤去

管理室の出入り口横にあった小カウンターを撤去しました。これまで廊下に飛び出ているように設置されていたので、暗いときにはぶつかるなどの問題がありました。

特に設置している用途もありませんので、撤去しました。これまで無断投函のチラシなどの置き台になっていましたが、今後は、それは出来ません。各自、ご家庭に持ち帰り処分してください。

同時に、マンション出入り口の風除室の床の埋め込み取っ手が変形して、つまづきやすくなりました。これも修正してつまづきをなくしました。

### 火災報知器を再設置

消防法で設置義務がある自動火災感知器と避難する際の誘導灯の

設置・交換工事を7月中旬に実施しました。感知器は「火災によって発生する熱・煙・炎を利用して、自動的に火災を感知し、火災信号や火災情報信号を受信機・中継器・消火設備に発信するもの」とされています。

今回の火災報知器の設置では、もともと設置されているところに設置がなかったり、壊れていたりして通常の消防点検で指摘のあったところでした。火災の際に重要な機器ですから、勝手に取り外したりしてはなりません。年2回の消防設備点検の2回目は10月に実施します。誘導灯は表示板や停電時の電源となるバッテリーの交換を行いました。

### 共用部に私物を置かないで

マンションの廊下などは共用部分になります。ここには私物を置

くことはできません。最近自転車などが置かれていると言った苦情が寄せられています。もし心当たりの方は、共用部分に置けませんので自室の専有部分に置くようにしてください。狭いからと廊下や階段の踊り場もダメです。お互い気持ちよく共用部分を利用しましょう。

### 管理費等の滞納に注意を

理事会では毎月納入される管理費等(管理費・修繕積立金・専用庭使用料・灯油料)の未収状況を点検しています。管理費等が滞るとマンション管理に影響します。管理組合はみなさんからの管理費等の預かり金でマンション管理・運営をしています。

管理費等は各自開設する預金口座から自動振り込みの手続きを取ることを規約で定め、翌月分は当月27日に一括徴収することになっています。もし自動振り込みなどの手続きを取っていない場合は、必ず取ってください。滞納が続くようだと理事会として直接対応させていただきます。

なお賃貸などの入居者が未払いの灯油料などの未納は、最終的にオーナーさんに請求させていただきますので、退去時または支払月の未納をご確認ください。